

衆議院議員

石破茂様

参議院議員選挙における 合区の解消について

(平成29年12月)

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 鳥 | 取 | 県 | 知 | 事 | 平 | 井 | 伸 | 治 |
| 鳥 | 取 | 県 | 議 | 会 | 稲 | 田 | 寿 | 久 |
| 鳥 | 取 | 県 | 市 | 長 | 深 | 澤 | 義 | 彦 |
| 鳥 | 取 | 県 | 市 | 議 | 坂 | 井 | | 徹 |
| 鳥 | 取 | 県 | 町 | 村 | 森 | 安 | | 保 |
| 鳥 | 取 | 県 | 町 | 村 | 川 | 上 | | 守 |

参議院議員選挙における合区の解消について

従来の参議院の選挙区制度は、都道府県単位で集約された住民意思が国の意思決定に結びついていく合理的な制度であり、多様な地方の意見を適切に国政に届ける役割を果たしてきた。

しかしながら、昨年の参議院議員通常選挙で実施された「合区」という都道府県単位で議員を選出することができない選挙制度は、その機会を失わせている。

また、合区選挙の結果、無効票の増加とともに、島根県を除くすべての合区対象県で、前回の選挙に比べて投票率の低下を招いたことは、有権者にとって選挙が縁遠くなったことをあらわしており、これらの合区の弊害について深刻に受け止める必要がある。

こうした多くの弊害がある「合区」に対して、地方6団体の全団体において合区の早期解消を決議しており、合区問題の抜本的な解決は、「地方の総意」となっている。

また、平成29年9月27日に示された参議院定数訴訟に関する最高裁判決では、都道府県の意義、実体等の要素を踏まえて選挙制度を構築することは、直ちに国会の合理的な裁量を超えるものとは解されないとして、都道府県単位で選挙区を設定することの合理性を認めている。

合区は、あくまで緊急避難措置として行われたものであり、公職選挙法の附則において抜本的な見直しについて規定されていることから、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度とされるよう強く求める。

平成29年12月17日

| | |
|-------------|------|
| 鳥取県知事 | 平井伸治 |
| 鳥取県議会議長 | 稲田寿久 |
| 鳥取県市長会長 | 深澤義彦 |
| 鳥取県市議会議長会長 | 坂井徹 |
| 鳥取県町村会長 | 森安保 |
| 鳥取県町村議会議長会長 | 川上守 |